

第9回宮城県産業振興審議会

日 時 : 平成15年11月20日(木)

午前9時30分～正午まで

場 所 : 宮城県庁4階 特別会議室

宮城県産業経済部

1. 開 会

事務局 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第9回宮城県産業振興審議会を開催いたします。

本審議会では、諮問事項として「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画を審議するため、専門委員の方々を委嘱してございます。基本計画につきましては、本審議会の水産林業部会員5名、それと専門委員6名の計11名で御審議をいただいております。

本日の審議会には、専門委員の方々にも御出席をいただいておりますので、ここで御紹介させていただきます。

株式会社西友ザ・モール長町店長の川野泉委員でございます。

川野委員 川野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 宮城県漁業協同組合連合会長の木村稔委員でございます。

木村委員 漁連の木村です。よろしくお願いいたします。

事務局 社団法人全国中央市場水産卸協会東北地域協議会会長の島貫文好委員でございます。

島貫委員 島貫でございます。よろしくお願いいたします。

寺田補佐 なお、大山珠美委員、佐藤良輔委員、鈴木浩一委員の御三方は、所要のため本日欠席されております。

会議の成立について報告申し上げます。

本会議の定足数は2分の1以上でございます。本日はこの要件を満たしておりますので、会議が成立してございます。

ここで、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、「資料1」から「資料4」まででございます。また、参考資料として、「産業振興審議会条例」及び「みやぎ海とさかなの県民条例」を配付してございます。資料の不足や乱丁等がございましたら、係員にお申し付けいただきたいと思います。

なお、委員の皆様の御発言に当たっては、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。大変ご面倒をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

会議につきましては、条例の規定に基づきまして会長が議長となって議事を進めることになっております。

四ツ柳会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

四ツ柳会長 おはようございます。

規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、いろいろ議事の中で御協力をお願いするかと思いますが、よろしく願いいたします。

ご存じのとおり現在、やや景気の方も薄日が差して来たかなという期待を持って、まだ期待でございますが、そういう状況になりつつありますが、依然としてこの先は、我々が経験したことのない世界に入っていく状況にあります。

特に、人口が減っていくとか、それから社会的な基盤、それから考え方そのものが大きなパラダイムシフトを起こしている中での、これから先を見通す審議をいただくわけですので、どうぞ委員の方々の御経験と知恵を生かした御審議をお願い申し上げたいと思います。

きょうの案件をごらんいただきますと、後ほど御説明あると思いますが、多くの場合、今までは将来構想といえますと右肩上がりの数字が出てくるのが現状であります。今回は予備的に拝見しましたところ、明らかに減少傾向の中で、その中でどう改善してどう踏みとどまるかという、そんな戦略が見られるような計画素案になっておりますので、その点も含めて御意見いただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事(1)は、審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画についてでありまして、これは7月に開催いたしました第8回の審議会で審議した後、水産林業部会で検討を行ってきたところでございます。

まず、水産林業部会の谷口部会長から、部会での御意見を整理して、中間取りまとめとして報告する旨のお申し出をいただいておりますので、本日は、まずこの中間取りまとめについて御審議をいただいて、審議会としての意見を基本計画に反映させていきたいと考えております。

それでは、議事(1)審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画の中間取りまとめについて谷口部会長から御説明をお願いいたします。

谷口部会長 水産林業部会長の谷口和也でございます。

私たち水産林業部会は、7月に行なわれた産業審議会の諮問を受けまして、「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画を、これまで2回にわたって協議を行ないました。その協議の結果を、2ページ目の資料1、主にA3版の全体を取りまとめたペーパーを中心にして、基本計画の骨子を中間取りまとめとして報告させていただきたいと思います。

それでは、A3版の資料1をごらんいただきます。

まず、左から1列目は、「みやぎ海とさかなの県民条例」でございますが、この三つの基本理念、それから五つの主要な方策に基づいて、基本計画は中長期的な目標とこれから講ずべき施策について定めるということにしております、目標年次はおおむね10年後の平成25年としております。

続きまして、同じページの左から2列目をごらんください。水産業に関する情勢、現状、課題ということになるわけですが、前回の産業審議会におきまして、幾つかのご説明を事務局からさせていただきましたが、詳細につきましては、現在事務局で取りまとめ作業中でございます。

かいつまんでこの2列目について説明申し上げますと、水産業と一口で申し上げましても、例えばここに四つの漁業が挙がっておりますけれども、遠洋漁業、沖合漁業は、まさに資本漁業でございます、これは沿岸の県の施策そのものとは違って、主として国の施策の中身にかかわってくるものでございます。一方、沿岸漁業と養殖漁業と言われるものは、漁業権漁業で団体経営であるということで、内容はかなり異なっております。

さらに、この後背地として加工・流通等がございますので、全体として取りまとめることについては非常に難しくなっております。とはいえ、ここで私たちは、まず食・健康・環境、それから雇用と生活を守ることをこの基本計画の基本といたしまして、ここに五つの課題を提案、提示いたしました。

一つ目は、資源の持続的利用、二つ目は担い手の育成、3番目は生産と供給体制の整備、4番目は自然との共生、5番目は競争力の向上、これらを具体的な課題として私たちは認識したいと思います。

そして、水産業、特に沿岸漁業及び養殖漁業は、人類を含めた地球の物質循環の要として分水嶺から海までつなく、まさに宮城らしい「食の循環型社会」の実現を目指すものであると私たちは位置づけたいと考えています。

それでは、3列目の施策展開の基本方針をごらんください。

宮城県は、御承知のように親潮が富栄養な栄養をこの沿岸にもたらす一方、南から上がってくる黒潮はエネルギーをもたらしてくれる。加えて、この海には、日本海、津軽海峡を經由した津軽暖流の三つの海流が接する場所がございます。言いかえれば、世界で一番生産力が高いと言える海を我々は持っているということです。

さらに、陸域からは、北上川、それから阿武隈川、名取川、その他多くの河川を持っており

ます。ここからも多くのさまざまな栄養が、もちろん負荷も含めてですが、沿岸域にもたらされています。言いかえれば宮城県は、これほど自然環境に恵まれた場所はないと言ってもいいほど、水産業にとっては、好適な地に位置していると我々は考えます。

そのため、漁業生産、1次生産から加工・流通まで、この小さな面積で北海道に次ぐ全国屈指の水産県である。したがって、水産業を要とした食の循環型社会を実現できる条件を、私たちは持っていると言っても過言ではなかろうかと思えます。

この重大なポイントを共通認識とさせていただくために、読み上げさせていただきます。

水産資源の維持と水産物の安定供給

安心安全で付加価値の高い、消費者を意識した水産物の供給

経営感覚を重視した担い手の育成と生産体制を確立

県産水産物のブランド性の確立

水域環境保全に貢献

水産業に対する県民理解の促進

水産業者等の自主的な取り組みを推進

産学官が連携し、自然と共生できる水産業の確立

これを私たちの基本的な方針として提示していきたいと思えます。

続きまして、一番右側の施策の展開方向について説明させていただきます。

8項目の施策展開の基本方針に基づいて実施する施策を、一番左側の条例の「主要な方策」に沿って6項目を掲げました。

まず1番目ですが、将来にわたる安全で良質な水産物の供給ということで、その下にくくっておりますけれども、これが基本的な考え方でございます。言ってしまうと履歴が明確な安全・安心みやぎブランドづくりということでございます。つまり、水産物を買っていただくということは、健康と長寿を買うことにひとしい。そして、次のページから説明があるわけですが、それは後でゆっくりごらんいただくいたしまして、この健康と長寿を買うということは、とりもなおさず、消費者あるいは子供たちも含めて、食と農の教育の重要性を私たちはこの基本計画の中でぜひ訴えたいと考えています。そのためには、消費者と緊密な連携をとっていき、裸の王様にしないという方法を私たちはこの中で模索していきたい。模索していきたいというよりも、具体的な方針として進めていきたいと考えています。

2番目ですが、水産物の持続的かつ安定的な利用ということで、量から質へ健全な資源と環境づくりということです。これは水産施策の最も基礎となる部分でございます。資源管理、そ

れから資源造成、環境創造といった具体的な中身がここに含まれるのではないかと思います。

3番目ですが、水産業を支える体制の強化。産学官の連携強化による研究開発推進と高い意欲、能力、そして競争力のある漁業経営の実現ということで、まず後継者育成、それから研究体制及び普及体制を確立し、そのためにも産学官が意欲的に積極的に連携を進めていくという方針を出していきたいと思います。

4番目ですが、競争力のある水産業の構築ということです。現在消費者の需要が多様化している。さらに、海外からの非常に安い水産物が入ってきて、日本の沿岸漁業は極めて厳しい状況に置かれている。けれども、それをどのようにして克服していくのか。そのためには、一番最初に申し上げた履歴が明確で安心・安全なみやぎのブランドづくりと密接に結びつくわけです。それは地産地消の進展と新しい流通への挑戦、そして組織づくりという形で、この厳しい状況を乗り切っていくことができるのではないかと考えています。

5番目ですが、水産業、漁業地域が有する多面的機能の発揮ということです。これも今回我々が新しく提案していく中身ではなかろうかと思います。つまり、物質循環を通じて自然と共生する水産業の次の世代への継承ということになるわけです。実は水産業、特に沿岸漁業、あるいは養殖漁業の多くは、環境保全機能を持っています。それを正しく評価し、それを活用することによって循環型社会、分水嶺から海までつながる循環型社会の構築につながっていくのではなかろうかと考えます。したがって、水産業の発展こそが、地球の環境を健全に保全する重要なかなめになると私たちは位置づけております。

最後の6番目ですが、主にこれは国への働きかけということです。ここに書かれておりますように、沖合漁業、遠洋漁業の維持と水産物流における安全・安心の確保、そして広域資源管理へ向けた地域要望の発信ということで、この中でとりわけ遠洋漁業や沖合漁業の振興についての策を練っていききたいと思います。

以上が、この2回にわたって議論を重ねてきた内容の基本的な取りまとめ、中間的な取りまとめでございます。

これに加えて、ぜひ具体的に皆様に提案申し上げたいことは、今までの説明はB4版の次のページ以降にやや詳細に書かれておりますけれども、特に4ページをごらんください。4ページに計画の目標、生産量について、それから5ページ目は生産額、それから経営体数、それから6ページ目に就業者数と水産加工についての目標値を定めました。

生産量につきましては、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業ごとに国の考え方とそれから宮城県のこれまでの生産動向、10年後に見込まれる経営体の動向、資源動向、需給動向、

漁場の利用状況に加えまして資源管理、栽培漁業の推進、漁場の造成などの効果を見込んだ趨勢値と今後の目標値を設定したものでございます。

生産額につきましては、おのこの漁業ごとに、平成25年度の生産量に基づき、また漁業種類ごとに資源管理による小型魚の対策、品質向上、加工の実践、ブランド化の取り組み及び需給動向を考慮した生産体制の実施などの効果を見込んで設定したものでございます。

経営体質につきましては、漁業種ごとに漁労体数等の動向を勘案して設定したものでございまして、もちろん生産量や生産額との対応のもとに考えられております。

就業者数も同様でございまして、先ほど会長のお話にもありましたように非常に厳しい状況にもかかわらず、宮城県は積極的に水産業の発展を進めていきたいと強い決意で臨みたいと思っております。

最後に、水産加工については、ここに書かれてありますように生産量を展望することは不確定要素が多過ぎるため、まず目標そのものを現在検討中ではございまして、今のところ御提示することはできませんけれども、これについても鋭意作業を進めていきたいと思っております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

なお、事務局から補足説明がございまして、どうぞよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

四ツ柳会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から、若干補足の説明をさせていただきたいと思っております。

ただいまの基本計画骨子(案)の4ページを改めてお開きいただきたいと思っております。

ここに計画の目標ということで、下の表に参考年、それから基準値、そして趨勢値、目標値といった言葉が並んでございます。この参考年と申しますのは、これは平成13年の値でございますが、漁業の生産量とか、その辺につきましては非常に環境とかそういう変動要因がたくさんございますので、平成13年だけを基準値として考えたのでは、いささか問題があるということで、作業過程で平成13年は一応参考年として数字は挙げるけれども、直近の5カ年のうち中庸3カ年の平均を用いて、それを基準値とするという考え方をとろうではないかということになりまして、この基準値というものを一応計算したわけでございます。この比較等を行なうながら、それまでの趨勢から漁労体がどういうふうになっていくであろうとか、そういったことを考えまして、それに5カ年中の中庸3カ年の平均の計算を掛け合わせたときに、おおむね10年後の25年にはどういう値になるであろうかというのを算出したのが、趨勢値で

ございます。

しかしながら、この趨勢値は、これはこれといたしまして、しかるべき望ましい施策といったことを展開したときに、我々がどのような目標を達成することができるであろうかということとを算定したのが目標値ということでございまして、ここに並んでいる数字は、そういうような経過を経て算定をしたものであるということ、まずは御説明申し上げたいと思います。

それから、7ページ以降でございますが、まず7ページをお開きいただきたいと思います。この基本計画の位置づけといたしまして、以前策定をいたしました水産振興ビジョンというものを引き継ぐ新たな計画という位置づけをしているわけございまして、それを引き継ぐという意味もあるわけですが、以前策定をした水産振興ビジョンと、一体どういうところが違っているのかということ、御説明を申し上げる必要があるのではなからうかということでございまして、あらあら主だったところをピックアップしたいというふうに思います。

それで、7ページの中で展開方法、中ほどから下でございます。この中の1番の中で二つ目の がございまして、素性が明らかで云々と書いてございます。主要な水産物へのトレーサビリティシステムの導入ということは、以前の水産振興ビジョンでは想定をしていなかった、そういうことございまして、一部現実的に取り入れてはございますけれども、この部分が以前の水産振興ビジョンとは違う新しい分野でございます。

次のページをお開き願います。8ページでございます。

この一番上の でございますが、食品の安全性に関する相互監視。この相互監視というのは、実は生産者と消費者相互のという意味でございまして、消費者参加型の監視体制といったものを促進したい、これが新しいというところでございます。

それから、同じページ、3の三つ目の でございます。水産物、生産地及び魚介類料理に関する情報などを積極的に提供し、水産物を見る目を持ち、旬を上手に味わうみやぎの消費者を育成します。いわゆる消費者の方に視点を向けた、そういう施策を展開していきたいと考えております。この辺が新たな側面ということでございます。

次のページをお開き願います。9ページでございます。

展開方向1の水産資源の適切な保全及び管理の2番目の でございますが、これは、ここに書いてあります適正な漁獲量や産卵親魚・幼稚魚の保護対策ということです。資源管理上、こういうことは一つの選択肢としてあるわけでございますが、いわゆる産卵親魚なり幼稚魚の保護対策、ここでもって、ここに重点を置きたいという踏み込んだ表現をしているところが新しい側面であるところでございます。

それから、その二つ下、自主的、主体的な云々と書いてございますが、この中で流通業者の資源管理への参画と協力体制を構築。今までは、生産者オンリーで資源管理といったことを論じてきたのでございますが、一つここに流通業者の方々の御協力をいただくといったところに踏み込んだということでございます。

次のページをお開き願います。10ページの一番上でございます。

サケふ化放流の関係でございますが、これは2行目にございましており効果的な受益者負担体制といったものをここで考えていく必要がある、こういうところに言及したところが新しいところでございます。

それから、3の水産動植物の生育環境の保全、このところでございまして、これの四つ目のに河川や湖沼など書いてございまして、ここに肉食性外来魚の拡散防止と駆除への取り組み。これは現実的な問題となつてございまして、以前水産振興ビジョンの中では考えていなかった、そういう部門でございます。

それから、次のページをお開き願います。

展開方向の下の方でございますが、研究開発及び普及という点でございます。これは、二つ目のに研究成果の評価体制を充実させるという記述がございます。これは、以前ビジョンの中では考えていなかった部分でございます。これは、現実的に外部評価制度が走つてございまして、そういうことを充実させていくという意味でございます。

次のページをお開き願います。12ページです。

一番上ののところに経営管理力や指導力を備えた云々と書いてございます。ここに、2行目、生産者の協業化や法人化の取り組みを支援するという部分が、以前ビジョンにはなかった部分でございます。

それから、3の人材育成及び確保でございますが、この二つ目の漁業の担い手の新規参入を促進するため、自治体や漁業協同組合は受け入れ体制の整備と積極的な受け入れ活動を行なう、この部分でございます。

それから、5の女性及び高齢者の参画と活動の促進、この部分につきましては、全面的に新しく入れた部分というものでございます。

それから、飛びまして14ページをお開き願います。

大きく地産地消の進展と新しい流通への挑戦と書いてございまして、この展開方向の2付加価値の高い製品開発及び販売の促進、これの二つ目のでございますが、みやぎの水産物の競争力を強化するためというふうに書いてございます。対象品目が持つ旬のうまさ、栄養特性な

ど、セールスポイントを明確にしたブランド性向上への取り組みをする、この部分。それから、もう一つ下の品質に裏打ちされた宮城の水産物の認証制度の創設といったものが、新しい取り組みとして考えているものでございます。

それから、もう一つ、次のページをお開き願います。15ページでございます。

これの上から三つ目の でございますが、県民や地域との連携を強く意識すると。もう一点の地産地消の考え方を取り入れた県民に愛される水産物、水産加工品の生産、供給体制を推進するという記述がございます。これは、以前ビジョンの中でも水産業に関するサポーターづくりという点で触れてはおるのでございますが、一層具体的に記載をしたというものでございます。

次のページをお開き願います。16ページでございます。

この物質循環を通じて自然と共生する水産業の次代への継承というものの展開方向の2番目、快適で住みよい漁村環境の整備、これの三つ目の でございますが、漁業地域の伝統的な文化や食のグローバル化の中だと書いてございますが、いわばここにスローフードや地産地消の考え方を次世代へ継承するための取り組みを行なうという部分が新しいというものでございます。

以上が、あらあら前回の水産振興ビジョンから一步踏み込んだ新しい取り組みというものでございます。以上でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

全体的に活力と意欲というキーワードが入っていましたが、まさにそれが感じられるような基本計画になっているかと拝見いたしました。

時間的スケジュールで10時半ころを一つのめどに、どうぞ委員の先生方から、どのポイントからでも結構ですから、忌憚のない御意見、それから御提言いただければありがたいと。

千葉(基)委員 この政策の中で沿岸漁業を非常に重視して考えているように感じたのですが、その辺の理由とでもいいでしょうか、その辺に関して御説明いただけたらと思ったのですが、いかがでしょうか。

四ツ柳会長 事務局から願います。

事務局 それにつきましては、この基本計画の中でも触れているのですが、施策の展開方向の一番最後の6番目に、国への働きかけという部分を設けてあるわけです。実はこれは一つ県の施策だけでは、例えば遠洋漁業みたいなものは、かなり国際的な、要するに国が主導権を持つてやらなければいけない、そういう施策がたくさんあるわけでございまして、これはいわゆる

県単位の施策だけでは十分ではないという部分があるので、それについては国の方にかなりの部分をゆだねたい、そういう部分があるわけでございます。

それから、もう一つは、非常に大きく申しますと、これまで日本は沖合から遠洋へというふうなことで、かなり外洋的に生産を伸ばしてきた、そういうものがあるのですが、今国際的に規制が強化されて、総体的に沿岸の生産といったものが非常に重要になっているということがございますし、宮城県の沿岸から沖合海域、これはいわば県の主導と申しますか、主権が及ぶと言ったら大げさな言い方ですが、そういうことですから、こちら側がある程度主体的に取り組みをして、それが効果をもたらしていると。これは、沿岸の養殖であり、沿岸漁業でありということですから、その辺を重点的に施策として盛り込んでいきたいと、そういったことでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、部会長の方から補足願います。

谷口部会長 補足します。今、遠洋漁業はまさにそのとおりですが、沖合漁業については、かなり長期的に魚種が交代するという現象がございまして、魚種交代に関しては海洋構造の変動によって起こる、レジウムシフトによって起こるということが本学の研究によって明らかになっております。したがって現状では、ほとんどサンマだけで、主たる宮城県の漁業対象種はとりにくいというような自然的な要因が極めて大きくて、これに対応するには、今は我慢しかないなということでございます。

それと、沿岸漁業を重視するということは、当然のことながら、県の施策として主体的にかかわりがあるということと同時に、今回の重要な考え方である食の循環型社会を構築する、つまり陸域と海から、宮城県沿岸に供給される栄養を、我々が利用するというシステムをつくることができる。つまり、沿岸漁業の持っている環境保全機能と高い食糧生産を保障するという立場と、もう一つは行政参加の面から、沿岸漁業を決定的に重大な要として重視したいということでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

時間的な制約もございまして、せっかくこの会に専門委員の先生方に御出席いただいておりますので、専門委員の方々から何か御意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

木村委員 ただいま説明された中で、過去10年前にも宮城県の構想が多分あったと思うのですが、その構想の推定された計画と今の現実の状況、それで現状を踏まえて10年後の計画ということ。これは我々いろいろ検討してきた結果でございますが、この資料1の1ページ

目の一番右側の最後、先ほども出ましたが、沖合・遠洋漁業の問題、これはやはり広域的な資源管理あるいは競合する漁場、これらを含めまして沿岸域が完全な資源管理を整えてやっても、競合する漁場でもって国の許可である沖合・遠洋が破壊していくと、こういう状況下が今まで続いてきたわけで、今後これをふやしていくのであれば、やはり国の沖合・遠洋の許可制度、これの見直し、あるいは減船は別にしても、休業等々を含めて考えなければ海の中の魚は全くいなくなるといくら計画を立ててもいなくなるというのが私の見方でございます。であるので、地方から沖合・遠洋の資源管理、魚を残すのだという目的だけではなく、現実にもその状況を把握して、やはりここできちんとけじめをつけるべきだと、私はそう思います。

一つ、先ほど言った10年前の計画と現状、これから計画を立てるのは別としても、前からの計画と現状と違っていませんか、概況でいいですから説明願いたいと思います。

四ツ柳会長 データがございましたら、御紹介願います。

事務局 今、木村委員がおっしゃったような、いわゆる10年前に立てた計画と現状がどうかということなんですが、今現在ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんので、数字的にきちんと対照してお話しすることはできませんけれども、以前大きく変わったと申しましょるか、予想を上回る変化があったという部門につきましては、これは明快に遠洋漁業部門で非常に大きな変化があった。少なくとも10年あるいは20年前、日本の遠洋漁業は横ばいを続けるであろう、陰りが見えてきたものですから、そういうような状況ではあったのですが、いずれとにかく横ばいを保つであろうというふうに思っていたわけでございます。

しかしながら、世界の情勢の変化というのは非常に激しくて、予想以上に遠洋漁業部門で大きくダウンしている、生産が減ったということは言えると思います。

四ツ柳会長 はい、どうぞ。

木村委員 わかりました。この計画に基づいて進むことは最も問題なんですが、今の経済を含めまして、水産物の状況は輸入が2兆円近い、水産物需要の半分近くが輸入物です。これらについて、WTOを含めましてODA、今後2、3年の間に水産輸入物の状況が変わろうとしている今の中で、この計画を実現に結びつけるには大変な御苦労があると思います。やはりその辺も踏まえた将来像をつくらないと、計画を立てても無効な計画になるのではないかなと、私はそう感じています。

きのうも私、東京で全漁連の会議をやってきたのですが、完全撤廃、完全にゼロというのが間近に迫っているということで、じゃあどうしたらいいか政策を考えて訴えようと考えています。輸入を拒否するわけにはなかなかいかない。これは拒否していくことは厳しいながらも、

このグローバルな社会の中で拒否することはできないと考えているからです。であれば、何を漁業を守る政策を訴えたらいいか。それには、先ほど谷口先生が言っている差別化なんですよ。原産地なり食の安全なりを訴えても、きちんとした履歴が、輸入物であろうと水産物であろうと、はっきりしたものを実現させない以上は、この計画は大変厳しい計画ではないかなと、私はそう感じます。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

部会長、何かコメントございますか。

谷口部会長 非常に悩ましい問題ですが、最も重大なことだろうと思います。WTOのウルグアイラウンド以降、これに日本がどう対応できるかということになると思いますが、妙案はございません。

ただ、この計画の中でぜひ申し上げたいことは、やはり地産地消。それからトレーサビリティのある、しかもおいしい沿岸の生産物は、私は高くても当たり前だと思います。そういうことからいけば、外国産の安いものと対抗するには、うまさ、それから安心・安全ということが、まず一つ挙げられることであって、先ほど健康と長寿を買うんだと言いましたが、そういう食と農の教育を我々の部会では早坂さんや大山さんたちが強調してくださったように、それによって現在の消費者はもっと賢くなっていっていると思うのです。もっと推進していくべきだと考えています。非常に辛いことですが、県として、消費者も含めて私たちは進めたい、それがまず1点目です。

もう一つは、実は海産物、とりわけ沿岸のものを食べるということは、食の循環、物質循環の重大な要なのです。我々が海のものを食べるということは、汚染された負荷を全部我々が消費している、下水処理から言えば高次処理を行なうということに等しいのです。そういう意味で、部会でも申し上げましたように、輸入物を食べるのは好ましいことではない。輸入物を食べて日本の国を高タンパク化していくことは、環境の問題からいっても非常によくはない。

しかし、だからこそ消費者の皆さんと県と、つまり産学官すべて一体となってこの難局に当たっていく。それにはシーフードを食べる、哲学者の食事として米とそれから野菜とシーフードを食べるという日本型食生活が、現実に世界で最も望ましい食生活として世界中にどんどん広がっている。それを信じながら、私たちはこの問題に対処していきたい。

とりわけ沿岸漁業と養殖漁業は、今宮城県は実は伸びている、決して下がっていない。横ばいか、あるいは上がっているんです。この水準を維持していく。ですから、この目標値も、県の目標値はかなり強気な目標値になっている。私は、養殖漁業に関してはもっと高くてもいいと

思っています。我々が行っているのは貝類とそれから藻類の養殖ですから、これは非常に強力な、しかも確実にシェアも握っているので、より発展させることができると思います。そういう意味で、宮城県でつくったものは宮城県で食べていただくということを基本にして進めていけば、何らかの形で、それこそ裸の王様である消費者が賢い王様になっていくと私は信じたいと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。どうぞ。

高橋（四）委員 基本計画、資料1を見ますと、基本理念の2番目で活力ある産業として水産業の発展というのがありますが、活力ある数値もないし、発展を裏づけるような数値もないという、数値目標を掲げながら、そういう資料になっていると思っています。そういう考えで、全部数値目標を見ますと、捕獲量もトータルで25年度の目標値はマイナス、出荷額もマイナス、それから経営体もマイナス、就労者もマイナスという、こういう数値を掲げてどうして水産業の発展ということが裏づけられるのでしょうか。

そこで、一つは、捕獲漁業という自然界と闘わなくてはいけないそういう営業体を、どう維持するかというのは大変な問題だと思うのです。気仙沼へ行って皆さんのお話を伺うと、沿岸漁業でももうけられない、経費がかかり過ぎる、だから養殖漁業をふやさないといけないという若い経営者たちの声を聞きます。私は、それは当たっている戦略だと思うのです。ですから、養殖漁業などをもっと吟味して、こういうところだけでも上向きの数字を掲げてはいかがでしょうかということと、それから水産加工については、非常に読みにくいということで、目標値は掲げませんということですが、捕獲漁業トータルの3倍も生産額がある世界です。私はここに発展を求めるべきだと思うのです。ですから、相当高い目標を掲げてもいいわけですし、当然就労者数も多いのだと思いますし、片や全部ひっくるめて捕獲漁業の方は980億円、こちらは3,320億円あるんです。ですから、ここをもっとクリアに水産加工のところを掲げて、元気の出る数値ということで全体にまとめていったら活力ある水産業、そして水産業の発展という基本理念が貫けるのではないかと思います。

そういうことで、資料1の4番目、地産地消の進展と新しい流通への挑戦、そして仕組みづくりとして、中にある付加価値の高い製品開発だとかをもっと表に出して、戦略項目として方針の中に打ち出していいのではないかと思います。

安全・安心については、大変進歩的な対策が打たれていて大変結構だと思います。そんな感想を私は持ちました。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

今のご意見は、部会が取りまとめた基本理念と少し根本的なところで違う意味合いがあるのかと思います。循環型の社会をつくっていく、だからほかから何かを持ち込んでここに、我が国の沿岸もしくは国土に過剰な負担を生まないという考え方、先ほど部会長がおっしゃっていましたが、その辺とのどこか整合性をとる必要もあるかなと思いますが、とりあえず部会の方では今のような問題点をどのように議論され処理されたか、ちょっと状況を御説明いただけないでしょうか。

谷口部会長 大変厳しいご指摘をいただきました。一つ申し上げたいことは、漁業というのは捕獲漁業というような原始的な漁業ではございません。地球の持っている生産力を正しく算定し、そして管理することによって、そこから余剰の生産力をいただくという、極めて科学的な産業でございます。

それを前提としながら、しかし、遠洋や沖合における漁業生産物の量は減っている。それに対して、人間の手や団体経営で多くの人間が区画漁業権や、それは養殖漁業ですけれども、それから漁業権漁業で管理する範囲に関しては、基本的にはまさに我々の畑や田んぼと同じだと思うのです。沿岸漁業も養殖漁業も基本的には同じように考えられる。そこでの生産量は、我々の管理の方法によって実は伸びている。私としては、この目標値は低過ぎるのではないかとさえ思っております。ですから、この沿岸漁業を正しく科学的に管理していけば、間違いなく今回の理念で申し上げた食の循環系については十分に目標に到達できると思います。今、人類は存亡の危機にきている。そのような時代にもう来ていると思います。したがって、単にGDPのためだけで、それだけの競争ではないと考えているわけです。そのような考え方でこれから対処していかないと、地球は滅びないけれども、人類は大変な時代を迎えるという危機感が、実は根底のところでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

木村委員 今の谷口先生への補足なんですけど、沿岸漁業なり沿岸海面養殖なりは、これは努力効果によって伸びる可能性は十二分にあると思います。ただ、今のこのグローバルな経済社会の中で、大変悩んでいるのが沿岸漁業自体なんです。そこをいかにして乗り越えられるかが、この問題の課題だと思います。

四ツ柳会長 わかりました。ありがとうございました。

この後、御退席される専門委員の方たちがいらっしゃいますので、専門委員の方々からどうぞご発言を願います。

島貫委員 当初から間口が広過ぎるくらい広くて、いろいろと議論沸騰していたのでございま

すけれども、私の意見としては、大分消費者、あるいは県民参加型、消費者参加型、あるいは県民に愛されるだとか、いろいろやはり消費者、県民を意識した条例づくりになっているなど考えています。これは、今までと方向性が随分違って前向きであるなどというふうな部分では、評価はしております。

ただ、部会で私が終始一貫主張してきた、先生方大勢いらっしゃいますけれども、やはり教育の重要性について、理解をする、させるにしても、啓蒙させるにしても、そういうふうな具体的なものがどういうふうな形で行なわれるのですかと、ぜひそうしたことも取り入れてほしいと考えています。これは条例ですから、これから具体的なことに切りかわろうとは思いますが、ぜひそうしたことを計画の中に将来折り込んでいただきたいなと思います。

それから、間口が広い中でも、そのブランド化という問題、輸入に対抗する手段として、やはり付加価値生産性、手取りを高くする、そして担い手を育成する、雇用につながる。ですから、ブランド化というふうな形で申し上げて主張しておりましたんですけれども、これは何も宮城県だけが独自にやっているわけではなく、もう既に他県では、一般紙にも、日経にもこの前載りましたけれども、各県で非常な努力を、種苗育成から始まっているいろいろな努力もして、流通に供されている。やはり宮城もそうしたことに關しては、もっともっと努力すべきではないのかなと考えております。

我々流通をつかさどる者で、各県知事が仙台市場にPRのために、差別化のために、独自性のために、訪れたりいろいろなこともして意見聴取もされています。ですから、やはりそういうふうな部分では、今回の条例にも盛り込まれておりますけれども、そうしたことにもっともっと力を入れていって、谷口先生がおっしゃったような理屈になっていくのかなと思います。今までの論議の中では、やはり輸入に対抗する圧倒的な手段には、まだなり得ていないと思います。よろしくをお願いします。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

時間のこともありますので、川野さん、何かお願いします。

川野委員 私も2回の部会の中で職業上、一番最後の小売をつかさどっている者ですので、マーケットという話を何回かさせていただいたのですが、そういう面では、幾つか消費者の意識だとか、あるいはトレーサビリティの問題であるとか、あるいはブランド性の問題であるとかということが、今島貫さんのおっしゃられたようなことが言及されているので、少しお客様と申しますか、我々はお客様と言ってしまうのですが、お客様の方に目が向いているのかなと思うのです。具体的には、お客様のキーワードは今絶対的に価格だと私は思います。価格は、何

も安いものがいいということではなくて、その商品が持っている価値と価格がどうバランスがとれているかだと思います。そういう面では、お客様の最初の購買の選択は価格だということが大きなきーワードになるのだらうと思います。この中で、さまざまな形でコストがかかることが多いわけですから、体系的に、あるいは組織的にどう価格をお客様に維持していくのかということは、非常に大きな要素になるのだらうと思います。

それから、もう一つは、今島貫さんがおっしゃられたお客様に対する教育という問題で、特にどの程度の理解をゴールとしていただけるのかということの目標は、提示するべきだらうと思います。100人が100人全部がさまざまなことの意味を理解されるとは思いませんので、お客様に対して地産地消という考え方や、ここに書かれているさまざまな我々がやろうとしている考え方を理解されるのか。また、その理解をしていただくためにどういうツールを使うのかというようなことは、最終的なこれからの具体的な実行計画の中の課題になると思うのですが、その辺が折り込まればかなり、ここに書いてある県民の方々の理解が得られるのかなというふうに思います。以上でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

一通り御意見をいただいてからまたご議論したいと思いますので、先ほどお手を挙げていた方お願いします。

熊谷委員 8ページにあります水産物、生産地及び魚介料理に関する情報などを積極的に提供し、水産物を見る目を持ち、旬を上手に味わうみやぎの消費者を育成しますということがありますが、大変素晴らしいことだと私も思います。

また、そしてそれが、16ページの漁業地域の伝統的な文化や食のグローバル化の中で埋没しがちな地域水産物の食文化を見直すということ、そしてそれを次世代へ継承するための取り組みということがあります。今包丁もまないたも要らないような食卓になるのではないかとということが心配されている中で、若いお母さんたちが、もしカツオを1本もらったら、それをどのようにさばくかと、そういうわからない人がいっぱいいらっしゃるかと思うのです。それで、旬の味ということが出てきました。今どんこ汁とか、ぼっけて皆さんご存じかと思います。見るとすごくグロテスクなお魚なのですが、その皮をはいで、肝とかなんか全部捨てるどころがなく、それを野菜なんかと一緒に煮込んでぼっけ汁にすると、すごくおいしいおつゆができるんです。そういうお料理をわかっている人というのは、本当に少ないのではないかなと思うんです。ですから、こういう中に、12ページにあります女性及び高齢者の参画というのがあります。その中に地域の女性の人たちが持っている、そうした日本の食生活の技とか伝統

とか、そういうものを生かして次世代につなげていくような施策をお願いしたいなと思っております。

この前にいただいたこの水産林業部会の中の1回目のところだったのですが、魚の消費ですが、摂取量というのは必ずしも減っているわけではないという、どなたかの委員のお話がありまして、その中でマグロとかそういうのはふえているということなんです。やはりそういう骨があったり、本当に調理が難しいとか面倒な、魚料理というのは恐らく減っていると思うんです。ですから、ここで掲げているようなこれを進めていくために、ぜひ女性の活用というか、そういう人たちの活用を積極的に入れていってもらえば、これも次世代につながっていくのではないかなという、そういう考えです。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

この後、まだ部会の審議が、きょうの御議論を踏まえて続くわけですので、部会以外の委員の先生方から何かお気づきの点、御意見、御提言ございましたら、あと1件か2件、お願いしたいと思います。

三浦委員 ここ最近、安全・安心というのが大分いろいろなところに出てきています。私自身、この安全・安心というのが日本に出てきたのは、例のBSEからかなというふうに思っています。安全・安心というのは耳ざわりが非常にいいですし、何か安全・安心という言葉を使っているのですが、どうもファッション感で終わってしまうおそれはないのかなと感じています。たまたま今回資料1の中に、安全に関する体制整備というのがあるから、まだほっと安心していたのですが、どうも私、安全というのはそう軽々に使える言葉ではないのではないかと、自分自身でそう思っているんです。

特に、安全は安心と全く違って、客観的にきちんと整理する必要がありますし、きょうが安全でもあしたが安全かという保証もないものですから、そんなことを考えると、この安全・安心、いっぱい出てきていますが、この言葉以上に体制整備の方をぜひ並行して進めてもらわないと後で、私は安全というのは意外とも刃の剣だろうなというふうに認識していますので、この体制整備をより進めてもらいたいと思います。

「みやぎ海とさかなの県民条例」も含めてすべての食べ物に言えることだと思うので、ぜひ県の方には、この体制整備というのをお願いしたいなと思います。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

もう一方、どなたか。それでは、まだご発言していない方お願いします。

堀切川委員 すみません、部会のメンバーではないものですから、一委員といいますが、一消

費者の立場から、時間もないと思いますので、短く意見を述べさせていただきます。

資料1の右側の列のところ、私は個人的には、これは膨大なものをよくおつくりになられたなというふうに敬意を表したいと思っております。特に、安全・安心というのを前面に打ち出すというのは、時代のタイミングとして非常にいいなと思っておりますが、あえてつけ加えさせていただくとしますと、4番の地産地消の進展云々のところで多様化する消費者の需要に即した供給体制の整備というところがあるかと思っております。消費者のニーズが多様化しているのは重々理解しているのですけれども、なおかつ消費者のニーズというのは常に変化していくのだらうと思っております。そういう意味では、多様化して常に変化するという、消費者のニーズは変化するものだということを意識いたしますと、消費者のニーズの変化を的確に把握するようなシステムを何とかつくりだせないものかというふうな、それを表に一步打ち出していただきますと、近未来の消費者が欲しがらるものをあらかじめ準備体制を整えて出していけるのだという意味で、ほかの地域との差別化も図れると思っておりますので、できれば多様化し、変化する消費者の的確なニーズ把握システムといいますか、そういうものの整備というのを1点入れていただければ、より充実するよう感じるところでございます。

それから、1つ手前の水産業を支える体制の強化というところで、人材の育成及び確保というところが記載されております。前回の事務局の御説明でも、若い人の就労者の数が非常に少ないというのは非常に大きな問題だらうと思うのです。人材の育成、確保の具体的な中身のところ、本文の方で見させていただきますと、現状やっていることを何か強化しようというような側面がどうしても全面に出てしまうという感じもいたしますので、新しい夢があって魅力のあるような就労環境といいますか、そういう新しい就労のスタイルを前面に打ち出して行って、若い人材を確保できるようなところを何か記載していただいた方が、夢があっていいような感じがしたというところでございます。

それから、ついでにもう一つでございます。これは高橋副会長と基本的には同じ意見になってしまうのですが、5ページ目のところで漁業関係の趨勢値と目標値、平成25年のところ、この差額の部分が、多分この条例に基づく努力のかがこれだけ数字で出ますよという部分だらうと思うのです。これを見ると150億円ぐらい、漁業関係ではこの取り組みをすることで目標値が大きくなりますよとなって、確かにそれは立派な数字なんです、150億円だけのために努力するというのでは、やはり幾ら経済的側面以外もあるとおっしゃっても、ちょっと足りない。となると、やはりその次のページの6ページの下にある水産加工の平成25年の趨勢値と目標値という数値を何とか入れていただいた方が、圧倒的に魅力が増すのではないかと

思います。3,300億円を5,000億円と言えるのであれば、それを言っていただければ、そこに対して県費を投入する意味も出てきますし、私は個人的には増額、経済的に広がった金額の50分の1ぐらいは、県費を投入しても十分税金で返ってくるだろうと思いますと、この3,300億円が4,000億円でも5,000億円でも返っていただければ、これは本気で取り組む価値があると、県民も理解しやすいのではないかなと思っていて、目標のないのはちょっと寂しいというふうに個人的に思うところで、数字を埋めるのは非常に大変だというのは重々理解していますが、やはりあった方がいいのではないかというのが個人の意見であります。以上で終わります。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

時間がちょっと押しておりますので、ここで幾つかコメントをいただきましたので、部会長の方から、何かもし部会としての、今暫定的な取り組み、今の御質問、御意見に対するコメント等ございましたら、お願いします。

谷口部会長 ただいま多くの非常に貴重な御意見を賜りまして、これに基づいてもう一度部会で議論し直したいと思います。

また、ただいまの御発言にもございましたように、やはり活力のある、なおかつ魅力的な産業として、これからもっと水産業を発展させるにはどうしたらよいかということについては、事務局等と綿密に連絡を取り合い、議論し合いながら、後継者を中心にして多くの人が海に、あるいは水産業に何らかの形でかわりが持てるようにやっていきたいと思います。

それから、最後の加工に関しては、まさに御指摘のとおりでございます。意識的にこれを除いたわけでは決してなくて、やはりまだ今のところ我々はそこまで議論が追いついていないという現状でございます。ただいまの何人かの御意見を参考にさせていただきながら、事務局とも十分に議論を重ねて具体的な目標値を立てていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

四ツ柳会長 よろしく願いいたします。

ちょっと時間を経過しておりますので、質疑応答はここまでにさせていただきます。

いつものことですが、何かご意見がある場合には、お手元の用紙を使用し、後ほど御記入の上郵送していただくこととなりますので、そのような対処をさせていただきます。

それでは、審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画についての今後の審議スケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、スケジュールにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

その前に、ただいま御議論いただきました中で、加工の生産高につきましては、実は業界の方々と現在協議を進めているところでございますが、数字を入れないということではなくて、その経過を踏まえて改めて数字を入れさせてもらうということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今後の審議スケジュールでございますが、資料の3でございます。本日の審議会の意見を踏まえまして、谷口部会長と事務局で協議の上、基本計画(案)を取りまとめまして、その案につきまして水産林業部会で検討を行なうということで、これは12月に開催をすることといたしております。

次回の審議会では、この部会で検討を重ねた基本計画(案)につきまして御審議をしていただきます。その結果を反映させまして、答申案を作成する予定ということでございます。

最終的には、この審議会の答申に基づきまして、県としての検討を行ないまして、そこで基本計画を策定するということといたしたいとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、この審議会としては、次回1月の第10回の審議会が最終答申の御審議をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、谷口部会長に12月の部会の御審議よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、本日の「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画についての御討議を終了させていただきます。

今から、ちょっとおくれておりますが、ここで5分ほど、10時50分まで休憩させていただきます。

専門委員の皆様方には、大変きょうはお忙しい中御出席いただき、御討議、御意見にご参加いただきましてありがとうございました。

それから、審議会本委員の皆様方には、この5分間休憩後に、今度は「宮城県の新規就農者の確保・育成」についてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時50分 再 開

四ツ柳会長 時間がおくれておりますので、御協力をお願いいたします。

二つ目の議題は、「宮城県の新規就農者の確保・育成」についてでございます。

事務局の方から、前回の本審議会での意見交換を踏まえた今回の意見交換の趣旨などについて御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の産業人材育成課の松と申します。

前回の審議会以降、委員の皆様方からファクスなり、またいろいろな面でご意見をいただきました。本当にありがとうございました。21世紀の成長産業の一つに農業が掲げられておりますが、本県に限れば、新たな担い手が現状のまま推移いたしますと、世代交代が進まなくて、加えて担い手不足が恒常化し、農業の活力が急速に失われることになりまして、縮小産業に落ち込むなど、みやぎの農業は危機的な状況に追い込まれるということが懸念されているわけでございます。

そこで、農業担い手の育成のあり方という見地から、新規就農者の確保・育成方策について再検討をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

また、委員の皆様のご意見をいただきまして、新規就農者を数多く確保していくためには、農業実践大学校が重要な研修教育機関であることを再確認いたしておりますし、現在の研修教育体系の抜本的な改革が必要であるということも痛感しております。皆様の御意見をしっかり受けとめながら、今後大学等を中心とした教育体制を含め、新規就農者確保のための方策について検討することとしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、「宮城県の新規就農者の確保・育成」につきまして、お手元に配付の資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、担い手の現状につきまして説明をいたします。前回説明できかねました農業の生産組織や市町村ごとの新規就農者の確保状況につきまして、資料を整理してございます。

まず、生産組織は、ほとんどの部門で減少をしておりますけれども、転作の関係もございまして、麦や大豆の栽培組織が誕生いたしておりますして、わずかながら増加している状況にございます。

農業法人は、個人から共同体化を図ることで法人化を進めることもございまして、5年間で96増加するなど、順調に成果を上げており、力強く受けとめております。新しく誕生している分野では、畜産の法人、さらに水稻と大豆とを組み合わせた複合経営の法人が主な内容となっております。

認定農業者につきましては、平成5年度の制度発足以来、着実に増加したものの、平成13年に4,000経営体を超えて以来、ほぼ横ばいの状態となっております。

資料2ページをごらんになっていただきたいと思います。

新規就農者につきましては、平成12年のピーク時より再び減少傾向になっていることを前回御報告申し上げましたが、一方で、就農後の定着率を見ますと97%と極めて高く、一度農業に従事すると、農業に魅力を感じ、営農を継続しており、ほとんど離農者はない状況でございます。したがって、就農の入り口を円滑にすることは、新規就農者を確保する上でキーポイントになるというふうに考えております。

また、新規就農者の確保・育成を目的に、県内63の市町村で地域農業担い手育成センターを設置してございますが、このセンターごとに新規就農者の確保状況を見ますと、ここ5年間で毎年1人以上確保しているセンターは13にとどまっている一方で、1人も確保できないというセンターが7となっております。新規就農者の確保が厳しくなっているという状況でございます。市町村ごとに耕地面積や農業規模が異なりますので、必要とする新規就農者数も異なりますが、町村が目標としている認定農業者数をベースにした毎年確保すべき新規就農者数と直近5カ年間の就農者数を指標といたしました確保率で見ますと、100%を超えているセンターは九つ、6割以上で100%未満が七つというふうな数字になってございます。過半数以上の33センターは、県平均の41.1%を下回っておりまして、地域農業担い手育成センターの活性化が特に重要だと受けとめているところでございます。

今後、各地域農業担い手育成センターとともに、より一層効果的な対策を検討していきたいと考えてございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。

この表は、新規就農者の確保状況を東北各県と比較したものでございます。調査時期や調査方法が若干異なるために、単純に比較することは難しいわけではありますが、あえて比較してみますと、稲作主体の宮城県なり秋田県で確保率が低くなっているという状況でございます。

次に、資料4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの資料において、大変恐縮でございますが、資料中、右端に（県段階）と書いてあり、右から二つ目の「私学文書課」というのがございます。これにつきましては機構改革の中で「県立大学室」となっておりますので、大変恐縮ですが、訂正方よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、農村地域における公教育ということについて説明をいたします。

農業における公共の教育につきましては、時代の要請や社会経済情勢の変化に応じて実施さ

れてきておりまして、農業の特殊性から、国と県で役割を分担しながら相互に連携を図り、進めてきているところがございます。

学校は、文部科学省系列の高校や短大があるほか、農林水産省と県が共同で行なっている学校として農業実践大学校が設置されているわけがございます。農家や生産組織、地域づくりの指導・支援につきましては、農林水産省所管で各都道府県と共同事業として行なっている改良普及員の制度がございます。これと同様の支援は、農業団体の営農指導員を通じた事業がございます。農村につきましては、混住化が進んでおりまして、純農村は極めて少なくなりましたけれども、農村に住む地域住民を対象といたしました指導・支援につきましては、厚生労働省や文部科学省系列で保健所や公民館活動を通じて行なっている状況にあります。

また、現場の指導機関や指導者、学習集団は、全国的に同様な仕組みで行なわれておりますので、交流や交換研修会等も全国ネットワークで行なわれている状況でございます。

資料、5ページをお開き願いたいと思います。A3の部分でございます。

農業担い手育成の現状ということでございますが、県の施策として行なっております農業の担い手育成の概要について説明を申し上げます。

「みやぎの食と農の県民条例」基本計画に沿いまして、義務教育機関から高校、大学までを主とした就農前、また就農意思の決定から就農直後までの就農準備期、経営の基盤づくりである経営開始・担当期、経営感覚の醸成と拡充を目指す経営充実・拡大期といった経営の発展段階に応じた研修教育を行なっておるところでございます。

研修教育の実施主体といたしまして、就農前期は、高校や農業実践大学校、農業短大が主体となっておりますし、就農後は地域農業改良普及センターのほかに関係各課での援助奨励施策と一体的な各種研修会、セミナー、フォーラム等を行なっております。

先ほど2ページのデータ関係でも触れましたけれども、新規就農者はスムーズに就農いたしますと定着率が高いことから、就農前期の就農支援策を構築することが一つのポイントになるものと考えてございます。

次ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

新規就農者確保・育成のための取り組みということでございますが、就農者確保のため支援策を整理しますと、農業に関する基礎知識や技術を学ぶための高校教育や農業実践大学校での研修教育及び短期研修制度を設け、農業志向者に対する高等教育を実施しております。

また、農業短期大学においては、技術者養成が行なわれておりますけれども、16年度末をもって廃校となりまして、宮城大学の仮称でありますけれども、食産業学部に移行するという

形となっております。

さらに、農業後継者だけでなく、Uターンや農外からの新規参入者を含む就農希望者に対し、地域農業改良普及センターにおける技術や経営の普及指導のほか、市町村に設置してございます地域農業担い手育成センターでの地域ぐるみの指導、支援。さらに、みやぎ農業担い手基金の奨学金制度、先進地における経営技術取得を支援する派遣事業や研修のための資金の貸与や償還免除制度などによりまして、就農者の確保に努めている状況でございます。

経路別の就農者数と計画でございます。次の表は、新規就農者が就農までにたどった道筋別に整理したものでございます。就農者は、新規学卒者とUターン者や新規参入者がおおむね半々となっております。高校からの就農者減少と短大の4年制化によりまして、学卒就農者が大きく変わろうとしている点とUターンや新規参入者が今後とも増加をするということで、研修ニーズが非常に高いという、以上2点の調整項目を踏まえまして研修教育とか支援施策の今後のあり方を考えていきたいというふうに考えてございます。

本日は、就農を志向する方々が求めております研修教育のあり方とそうした方が望んでいる支援施策や制度について、皆さんからの御意見、御提言をいただきまして、意欲的な就農希望者がスムーズに就農できるよう現行制度や指導の支援体制を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、おおよその目安として20分ごろを目標にしますが、それまでどうぞ委員の先生方から御意見をいただいて、相互に質疑、討論を行ないたいと思います。どなたからでも、どこからでも結構でございます。御意見をいただきたいと思います。

千葉(基)委員 先ほどの水産業のところでも申し上げたかったことの一つに、前の会からも出てきていた「食材王国みやぎ」というそういう言い方で、宮城県という地域が食材に関して非常に重要な地域であるということです。県民もそのように認識をしているし、そういったものをぜひ育てていきたい。だから、地域ブランド、その商品のブランドだけではなくて、宮城県が食材そのものを非常に大切にしているんだという、そういうイメージブランド、そういったものをぜひ確立をしていっていただきたいと思います。そのことが、先ほどの水産業の加工生産額のアップにつながると思いますし、それから今回の問題で言えば、宮城県が食材を大切に作る県だからという、そういう感覚で若い人たちが農業に就労する、そういうことにつながっていくと思います。ぜひそのような形の施策を進めていくことが大切だと思います。

それから、やはり農業はある種の限界が、土地の制約とか限界があると思いますので、食産業を進めていくときには、どうしても加工という部分が必要だと思います。ですから、宮城県の中で農業においても加工分野、これを例えば工場誘致をしたり、地元の中から産業育成をしたりということ、食材に関する情報をいかに多く発信をして、そして日本全国から宮城県の評価をいただくかということが重要な点ではないかと思っております。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

今御意見の中で土地の限界という言葉が出てきたのですが、県の方では、現在減反その他で遊休地といいましょうか、実際に耕作されていない面積がどれぐらい、全体の何割ぐらいあるかというデータをもしお持ちでしたら、御紹介いただければと思います。

事務局 12年度の数字でございますが、約6,300ヘクタールです。

四ツ柳会長 これは、普通の経営規模で言うと何件ぐらいの農家が経営できる面積なのですか。これはつくるものによって違いますけれども、大まかに考えるとどれぐらいの就農者を受け入れることができますか。

事務局 全体の5%程度です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

いろいろお考えになるときに、データを御参考にしていただきたいと思います。ほかに御意見ございませんか。

白鳥委員 県の農業関係の学校があると思うのですが、そこを卒業された方は県内に何%ぐらい残っているのでしょうか、過去5年なり10年なりの概要の数字がありましたら教えていただきたい。

事務局 平均的には約5割ぐらいいると思います。

白鳥委員 半分ぐらいは残っているということでしょうか。

それと関連して、先ほどの「みやぎ海とさかなの県民条例」のところでも同じなんですけれども、魚のところでは、あらゆるところに自然と共生という言葉が必ず出てくるんですね。それで、農業の場合も私は全く同じだと思っているのですが、どうも魚の方も、それからこちらの方も、視点が行政の方から就農者かというと、トップダウン的な視点が私はすごく強いような印象を持っているんです。それで、双方向性、ITもそうなんですけれども、従来のコミュニケーションというのは単一方向、マスコミュニケーションを初め単一方向だったのですが、ITで双方向になったんですね、それで大きく変わってきているわけですね。それと全く同じように、自然と共生という場合も、理念は大変いいんですけれども、具体的な話が

ボトムアウト的な視点というか、消費者の視点というか、こちらの場合は実際に新規に農業につかれる方とか消費者とか、そういう視点が私は何か弱いような気がするのです。つまり、双方向の議論というか、循環があって、もうちょっと止揚するというか、発展するような気がします。

それで、具体的には、共生という場合は、グローバルな時代にカナダと共生するのもいいんですけども、そうではなくて、まず身近な、自分たちの身の回りのところから、食にしても共生していくというのは具体的にはどういうことかという、そういう大きな視点も大事なのですけれども、具体論として、もう少し小さな視点、身近な視点も考えながらつくり上げていった方がいいのではないかというふうな印象をもっています。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ちょっと私自身の出身のことで恐縮ですが、昔、明治時代に北海道開拓をやるとういうことが国策になったときに、つくったのが札幌農学校、今の北大農学部ですね、すごく発展していたわけですが、私たまたま北大にいたものですから。

それで、やはり未開の地を開拓していくときの基幹産業は農業であったというのはそのとおりなんですけど、この人材育成体系の中に東北大農学部が全く姿を見せないのですが、特にリーダーとしての農業者といいましょうか、そういう人材育成について農学部はある責任があるかなと思うのですが、農学部関係の先生方、何かご意見ありますでしょうか。

芳賀委員 私も女性としての立場で発言させていただくならば、この担い手の育成の中に男性女性という区別はないにしても、多分この数字というのは、ほとんど担い手が男性中心の数字になっているのではないかなと思うのです。新規就農者にしても、恐らく男性が新しく職業として農業につくことを想定した数字ではないかと思うのですけれども、今現在、農業に携わっている女性というのは数多くあるわけですから、そういう女性の担い手をこれからやはり考えていかなければいけないのではないかなと思います。

それと、認定農業者の中に、ここ数年、近年は横ばいだということが出ておりますけれども、消費者側から見ますと、認定農業者というのは果たしてどういう方が認定農業者なのかというのはよくわからないのです。認定農業者になるとどういうメリットがあって、どういうデメリットがあるのか、その辺がはっきりしないと認定農業者が、なって得をするということにはならないのではないかと思うのです。

それで、認定農業者には、たしか女性も何人かいるというふうには伺っておりますが、やはりこれから担っていくには女性の力も大変大きいと思いますので、数字的には担い手を、女性

の確保も必要ではないかなというふうに思います。

それと、たしか高齢者が、65歳以上の方が農業についているということを知っておりますけれども、やはり若い方にももう少し責任を持った農業をさせていくことによって、やる気を起こすのではないかと思いますので、その辺のところもぜひ考えていただきたいなと思います。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ちょっと話題が変わってしまったのですが、とりあえず今の御質問に関して、認定農業者になったときの、何か行政的メリットその他、説明いただければ。

事務局 認定農業者につきましては、営農改善計画というのを作成して認定をいただくような仕組みで、各市町村で認定をいただいているわけです。その方々に対するメリット、融資の面とか、それから補助事業の面とか、あるいは税制の面とか、いろいろメリットはあるわけですが、なかなかその辺が、今お話しいただきましたように、末端の農業者の方々がそれをメリットとして受けとめていただけるのかどうかというあたりで、若干違いが出てくるのかなという気がします。今後の国の施策、県の施策でも、メリットをきちんと明らかにしながら進めていくという方向にございますので、さらにそういう制度を普及させていくということでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

女性の就農を奨励するような施策は、何かあるのでしょうか。

事務局 女性を対象の就農が少ないのではないかとということですが、今現在、実践大学校等々を出まして就農する方には、女性の方も出ております。その中には、やはり花卉園芸とか酪農関係に就農するというような形でございまして、我々もぜひ女性の方に就農していただければありがたいと、このように思っているところでございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ちょっと先ほど私お尋ねした農学部の人材育成に関するスタンスは、何かコメントございませんか。

谷口部会長 私、農学部でも水産でございまして、農業に関しては本当に不案内なもので、私が話しすることはできませんが、東北大学農学部は、もともと今の北海道大学農学部で、農科大学として存在しておりました。北海道とともに日本の最大の農業生産の場としての東北地方ということで、戦後新たに農学部が発足したという経緯がございます。したがって、とりわけ私たちの大学は、やませとか、この東北地方に最も密接に結びつくような実践的な研究にいそ

しんできたと考えております。

それで、本当に一般論で申しわけないんですが、やはりかつて「農学栄えて農業滅ぶ」というような批判も、これは本学だけではなくて、多くの場所で聞かれておりました。実際には、農業も水産も1次産業として非常に右肩下がりの情けない産業という位置づけにされてはおりますが、まずはキャッチフレーズめきますけれども、産学官ということで、とりわけこの宮城県の皆さんとは共同研究を鋭意推進しております。技術的にも、それから経済的にも、特に本学では経済系の研究室が最近強化されましたので、経営面からも十分に支援できる条件はあると考えています。

それで、逆にこのような中で、産学官ということをお願いしておりますから、本学農学部をぜひ御活用いただけるように、組み込んでいただけることを心から願っております。

ただ、水産に携わる立場から申し上げたいのは、農業高校とともに水産高校がございまして、しかしそれに対応する農業短期大学、あるいは農業実践大学校といったものがない、あるいはこの中で水産の教育、具体的な技術的な教育を行なうべきではあると思うのです。最後に、水産の技術教育、それから水産の後継者育成教育についても、ぜひ御配慮賜ることを望みたいと思います。

それと、最後にもう一つ申し上げたいのですけれども、水産に関しては、養殖漁業は、実は若干ながら就労者数はふえているんです。だから、魅力的であればあるだけ、技術的にもレベルが上がれば上がるほど後継者はふえていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。答えにならず申しわけございませんでした。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ぜひリーダー、それから研究面も含めた御協力をお願いしたいと思います。

高橋（四）委員 前から申し上げているのですけれども、認定農業者も飽和状態になったということです。これは、まさに魅力がないから認定を受けようとする人が出てこないのであろうと思うわけです。

そして、きょう御説明いただいた新規就農者だとかのお話を伺いましたけれども、数十人、せいぜい100、85人とか、トータルの中のパーセンテージで考えたらわずかなところで、例えば県立農業短期大学、就農5人とありますけれども、この辺をとらえてもしようがないだろうと思うのです。多分、多くの方がバイオだとか薬品だとか食品加工だとか、魅力ある職場に行っているんだと思うんです。私は、そういう現象をやはりつぶさに見て、前から申し上げているように農業の法人化というのを加速させる必要があるだろうと思うのです。

それで、私も宮城県の稲作等について、みんな右肩下がりの数字しかないという大変悲観的な見方をしていたのですが、最近我々が実践経営塾で指導しているような法人化を目指すという人たちは、たびたび申し上げていましたように、建築業界の人たちが10人集まって、それで法人をつくらうということがございます。それも、1カ所の建築業者ではなくて、宮城県全域の建築業者が集まっているんです。この人たちの考え方は斬新です。それで、東北大学の農学部の特許を利用して、これで大変おいしい米で、そして高価で売れる。しかも、活性炭農法と言いまして、そういう健康食品的な扱いもできるということで、去年東京で60トン売って、ことしはキロ1,800円で279トンの注文を1年前にとったという軍団なんです。これは、名前も「ヒーロー」という大変勇ましい法人化を目指す人たちなんですが、やはり大学のそういう知的財産というものを利用したという、大変工夫した農法を取り入れている。

しかも、じゃあ279トン去年予約したのだったら、半分しかとれなかった今年はどうするのと言っていたのですが、「いやいや、例年以上とれています」と。それも、冷害に強い方法というプロセスを得たつくり方ですと言っているのです。ですから、大変期待の星のような気がするのですが。

それでお願いしたいのは、合法的な面では合致させて法人化に向けられると思いますけれども、最後に残るのは、地元の組合や農業委員会と多少の不整合問題が生ずることが予想されます。そういうところでの処置をしないといけない部分が出ると思います。それらに対する行政の温かい御配慮をお願いしたいと思います。

ですから、魅力的で生きがいがあって、しかも好収入、「こう」は高いのではなくて、好ましい収入という好収入を期待できるなら、私は就農者がふえるのだと思うのです。ぜひそういうお考えも強めに取り入れていただきたいと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

三浦委員 私の視点は、ちょっと違う視点からお話しさせてもらいたいと思うのですが、やはり担い手確保・育成ということになってくると、ここで論議できそうなのは、県の農業実践大
学校なのだろうと思います。

そう思ったときに、多分18歳の子供たちは、農業実践大
学校は専門学校と同じようなレベルで考えるのだろうと思ったときに、今宮城県は東北の中では専門学校が山のくらいと言え
表現が悪いですが、実践大
学校のライバルと言われている専門学校がいっぱいあって、それが生徒募集のためにあらゆるメディアを使ってやっています。それと実践大
学校が闘うということ、要するに生徒募集というか、担い手育成という意味合いで募集を闘うとすれば、どうも今

の状態では実践大学校は埋もれているし、18歳年齢の子供たちが実践大学校にどのくらい目を向けているのか、どのくらいその子供たちがわかるのかということになってきたときに、先ほどからちょっと農業の魅力の問題も出ていましたが、まずとりあえず実践大学校の定員の2倍か3倍ぐらい人が集まる、この工夫からするのも私は至極いいのではないかと思います。その後で、ここで検討事項で書いています研修だとか支援とか制度の部分については、多分そこから追いかけて整理してもいいのではないかと思います。とりあえず、実践大学校に相当数の人が集まる工夫をどうするかということ。それは、農業というなりわいの職業でいろいろな難しい面は多分あると思うのですが、そのことを考えるとなかなかこれは難しい面もあるかと思いますが、そのことはこちらに置いておいて、とにかく実践大学校にいっぱい生徒を集める工夫、それが私は今すぐにもできる担い手確保・育成につながるのだらうと思います。

ですから、とにかく負けないで人を集めるような、当然そうなってくると予算というか、お金も必要だと思うのですが、その辺の専門学校に負けないくらいの予算をつけてPRして、男女問わずどんどん入ってくるという、この体制をぜひ組んでもらえば、私は大分違ってくるのだらうというふうに思っています。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

大事な問題ですが、私ども学校関係者、それから専門学校関係者ですが、学校そのものの魅力とともに、やはり出てからの職業の魅力がないと今非常に人が集めにくいんですよ。ですから、やはり農家、基本的に私は農業は非常に大事だと思っていますし、それから今世紀もしくは次の世紀は農業の時代だと言われているような意見もありますから、きっちり魅力をアピールしながらPRする、そういうことが必要だと思います。

それでは、ちょっと参考までに、県の方で今どれぐらいの応募数があるのかというデータはございますか。実践大学校に対して募集をかけたときに、応募者はどれぐらい。

事務局 今の募集の関係でございますが、募集に当たっては、約4、50名という応募でございます。

それで、PR方法ですが、これまでも農業高等学校等の学校回りをして、募集に当たってきたわけです。今現在、あらゆる機関を対象にしながら、普通高校まで手を伸ばして、地域農業改良普及所センターの職員を使って、やはりそういう掘り起こしを十分やっているつもりでございますが、まだまだ今お話あるような魅力のあるPRまで行っていないということだらうと思います。今現在も一生懸命努力をしている最中でございます。委員の皆さんにも、ひとつよろしくお願い申し上げます。

白鳥委員 今に関連しまして、魅力あるプランをつくるとか、そういったことをやるには、どうも40代から60代の人がいろいろ考えてやるにも、私はそれは重要ですけども、限度があると思いますので、先ほど私双方向と言ったのですけれども、やはり目線をもっと落として、本人たち、これからそちらの方に向かうかもしれない人たちの視線、目線に立って考えてみる。

それで、具体的な考え方はいろいろとあると思うのですが、そういった視点というか、そういった努力というか、アクティビティーというのは県の側としては何かやっていらっしゃるのか。もしやっていないとすれば、やはりそちらはぜひともボトムアウト的なアプローチを採用しながら、皆さんの知見を、40代から60代の人々の知見を生かすという意味でも、そういうボトムアウト的な視点が私は重要になってくるのではないかと考えています。

四ツ柳会長 よろしく願いいたします。

ちょっと私先ほど質問した意味で、どれぐらい人が集まっていますかという、45という定員はわかりましたが、競争倍率はどれぐらいですか。

事務局 競争率ですが、定数は70名という形でございます。ですから、40名から50名ということだと0.7かその程度です。

四ツ柳会長 状況はわかりました。ありがとうございました。

熊谷委員 前回の産業振興審議会で示された数値を見ますと、よその大学、県外の大学は入学者がふえているのに、宮城県は応募者が減ってきているということはどういうことかなと考えるのですが、ただいま三浦委員も言ったように、応募者を多くすればいいというものではないと思います。私は、本当にやる気のある人が入ってきてやってもらわないと、行くところがないから行くんだとかと行って来られたのでは、かえって困るのではないかなと思うのです。やはり農業は自分で選んだ道なのだから、そこに進むのだという、そういう気構えのある人に入ってもらって、人数は少なくてもいいから、本当にそこから始まっていかなかったら、ことは特に角田もすごい大冷害、私の方も冷害で品質、等級も悪くて本当に大変なときですので、なおさらそういう就農者というのが就農意欲もなくなっているし、また私たち世代も本当に後継者をつがせてもいいのかなという、そういう考えになるような時期でございます。やはりどんなときでもそれで食べていく、やっていくという人は必ずいるはずですので、そういう人たちに入ってもらって、そして人材育成、先ほど水産林業部会でも話がありましたけれども、本当に人材育成というのは、こういうときだからこそ大切なことだと思いますので、そういうところでやっていってほしいなと私は思います。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

まだ御発言のない委員の先生方から、ご意見ををお願いします。

堀米委員 前回の委員会で、この問題に関しては当事者である自分たちも含めて、業界の人間が自助努力として、本当に今まで本気で取り組んできたのかという問題があるということをおっしゃっていただいたのですが、今回は県の政策全体としてこの問題を見てもらいたいということで発言したいと思います。

それで、新規就農者の数の問題については、その支援策がいいか悪いか、どの程度効果があるかないのかという問題以前に、やはり農業全体が産業としてどれだけ活力があって、魅力があるのかということの方がはるかに影響が大きいわけです。それで、現在の数十人から100人のレベルで議論して、これが少しふえたから、1割ふえたから2割ふえたから云々というところで一喜一憂しているような問題ではないと思います。

それで、個人的な実感からすれば、今までの政策的な展開の中では、新しい担い手は必要ではなかったと断言していいのではないかと思います。それは、経営規模の問題だとか、それから県とか農協が展開してきた集落農業という政策的な問題からして、みんなで現在の農地を守っていけばそれで農村は平和で何とか維持できるのだということで、ここ2、30年過ごしてきたのではないかなと思います。

それと、さまざまな機械化がされてきたので、当時の主力の就農者の方々がそのまま年をとって、今65歳、75歳近くまで来ているわけです。そういった意味で、これまでは本当の意味での新規の就農者なり若い担い手が、農村社会の中でも必要とはされていなかったのかなと思います。

それで、県の方をお願いしたいのは、これまで推進してきたそのような集落維持型の農業政策というものを、その功罪を、ここで本当に洗い流していただきたいということです。その手法が、これから21世紀にわたって通用するかどうか、そのことをもう一度真剣に現場を見ながら検討していただきたいなと思います。

それで、先ほど水産の議論の中で、私本当におもしろいなと言ったら失礼なんですけれども、関心を持って見ていたのが、県の立場なんです、水産と農業ということで同じ1次産業でありながら、県の発想の仕方、立場がまるっきり違うなと思いました。

農業の場合は、非常に国の関与が強いものですから、県というものは常に国の施策を見ながら、どちらかといえばそれを末端におろすというトップダウン型の発想が、どうしても組織の内部やその発想の中にしみついてしまっているのではないかなと思います。それに対して水産

の方は、どちらかといえば現場のイメージを頭に描きながらそのいろいろな政策を考えて、あるいは国に提言していこうということで、非常に発想の方向がまるっきり違うなということで、私は本当にうらやましくも思いながら見ていました。そういった意味で、これまでの施策の中で、どうも農業の主体が個々の農家なり経営者ではなくて国の方にあった。それを県は現場におろしていくというような流れで来ていたものですから、これからは個々の経営者なり農家なりを尊重して、それを伸ばしていくという方向で考えていただかないと、新規就農者、これからの担い手というのは育てこないのではないかなと思います。

国は、そういったことも含めて新しい「米政策大綱」ということで出してきて、担い手問題を非常にクローズアップしてきているのですが、その辺の県の立場がまだまだ不明確で現場からはわかりにくいということがありますので、その辺をはっきりさせていただきたいなと思います。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

非常に重要な基本的な御提言でございますが、これは今ここで即答はなかなか難しい問題ですが、もし何か県から一言言うことがあれば、特に今急にお答えする状況になれば結構でございますが、よろしいですか。

遠藤部長 農業と水産と比較していろいろお話しされたわけですが、農業の方は、戦後を通じて農地解放ということが進んで、自作農創設ということで生産基盤が非常に分散化されたわけですね。これを、やはり近代農業、現代産業にするため、今までさまざまな施策を行ってきたということで、まだ形成途上にあると思っておるわけです。その中で過剰生産と輸入の話があって、国家的な関与が非常に強かったという点があると思います。

しかし、経営の近代化と現代産業として通ずる産業に仕立て上げる、それからその担い手の確保と人材の育成、これはやはり悠久不変の目標で営々と作業を続けなければならないわけですから、行政もそこに使命があるわけでありまして、そういう点でいろいろな施策の目標を打ち出しながらやっていると、こういう状況であります。

白鳥先生からお話がありましたように、やはりもう少しIT時代のように双方向性、こういう議論と目標の一致、これが非常に重要だと思っておりますので、まさに現代産業になっていくためには、その辺のところを今後重要視しながら対応してまいりたいと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ちょっと進行がおくれ気味ですので、今の議論は一応ここまでにさせていただきまして、次に議題(3)が予定されておりますが、その前に本年度の宮城県の新しいお米の試食をここで

させていただきたいと思いをします。

それで、これから試食用の新米、おにぎりでございますが、今準備いたしますので、それを御賞味させていただきたいと思いをします。

寺田補佐 それでは、今配膳いたしますお米について、若干時間をいただきまして御説明させていただきます。

本日お召し上がりの新米は、若柳町のひとめぼれと河南町のササニシキでございます。ゴマの振ってある方のおにぎりがひとめぼれでございます。それから、振っていないもの、これがササニシキでございます。それとみそ汁がつきますが、みそ汁は涌谷町のナメコおろし汁でございます。それから、鳴子町のシソ巻きも準備させていただいております。

ことしの稲作の作柄でございますけれども、皆様御案内のとおり6月下旬からの異常低温によりまして、いわゆる受精しないもみ劣化、障害不稔が県内各地に発生したわけでございます。さらに、8月以降の日照不足と多湿によりまして、いもち病の多発が加わりまして、東北農政局が10月15日に発表しました作況指数によりますと、本県は作況指数「69」ということで「著しい不良」ということになってございます。この「69」という作況指数でございますが、これは平成5年の「37」に次ぐ深刻な事態ということでございます。

どうぞ、召し上がりながらお聞きいただきたいと思います。

地域別に見ますと、穂の出る時期の早かった県南部での被害が最も大きく、作況指数で「59」となっております。最も作柄のよかった東部でも「78」ということでございます。

ことしの水稻の作柄につきましては、審議会の委員の皆様には大変御心配をおかけしたところでございますけれども、適期刈り取りの徹底とか、そういうことで農家の方々を初め関係者の方々の努力の結果、11月10日現在でございますが、1等米比率約60%を確保しております。味につきましては、例年同様のおいしい米が収穫されたというふうに自負しております。本日は、そのおいしいみやぎ米の新米をお召し上がりいただいているということでございます。

ここで、ひとめぼれとササニシキ、両品種の来歴あるいは特徴について御説明させていただきます。

ひとめぼれは、平成3年、古川試験場で母「コシヒカリ」、父「はつぼし」の交配から生まれ、育成されました。耐冷性があり、高品質の食味の高いお米でございます。見て美しさにひとめぼれ、食べておいしさにひとめぼれしていただき、全国の皆様に愛される米にしていきたいと、こういう願いからこの名前がつけられたわけでございます。

ササニシキは、昭和38年、古川試験場で母「はつにしき」、父「ササシグレ」の交配から生まれ、育成されたものでございます。寒さにやや弱いため、最近では栽培面積が減ってきてございますが、コシヒカリと並ぶ食味のよいお米として親しまれてまいりました。名前の由来は、両親のすぐれた特性を受け継いだことからの命名でございます。

宮城県では、レストラン、食堂、ホテル、旅館等において、おいしいみやぎ米を提供するお店を「おいしいみやぎ米・米飯提供店」として、県内229店舗、それから県外153店舗を指定、登録し、みやぎ米の評価の向上を図っておるところでございます。

今後とも、関係者ともどもみやぎ米のお店をPRしてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

それでは、お召し上がりいただきたいと思います。

〔みやぎ米の新米試食〕

寺田補佐 それでは、議事(3)に入らせていただきたいと思います。四ツ柳会長、よろしくお願いします。

四ツ柳会長 まだお食事中の方もいらっしゃいますが、ちょっと時間が押しておりますので、召し上がりながら説明をお聞きいただきたいと思います。

それでは、議題の(3)であります宮城県緊急経済産業再生戦略について、これは9月に策定したプランですが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

小泉室長 それでは、資料4に基づきまして、簡単に緊急経済産業再生戦略プランの概要について御説明を申し上げたいと思います。

この緊急経済産業再生戦略プランにつきましては、9月5日に正式に決定いたしまして、本日出席の各先生方には、既に緊急経済産業再生戦略プランの本文と概要版を発送させていただいております。前回の審議会においても、施策の背景について簡単に御説明を申し上げましたが、今回の戦略プランについても、前回お話し申し上げた内容を大筋包括した形で策定したところでございます。

それでは、ページを開いていただきますと、戦略プランの背景、今回緊急経済産業再生戦略プランとしましては、短期の雇用確保を目指す雇用対策事業と中長期にわたって新しい成長産業の芽づくりを進めようということで、産業再生対策の2本柱にしてございます。それで、戦略プロジェクト数15、それを構成する個別事業は43ということになってございます。

それで、今回の緊急経済産業再生戦略プランの各プロジェクトごとの事業費、あと県の予算、

雇用創出目標は、次のページに記載してございます。事業規模で521億円、それに要する県の予算は303億円ということで、この中には一般財源であるとか、あと基金の取り崩し、そういうものも入ってございます。雇用創出目標は1万4,590人、これを平成17年度末までに達成したいと考えてございます。それで、誘致企業数は約60社ということですが、正確に申し上げますと成長産業等の目標が42社、コールセンターが6社、そしてリサイクル産業について9社ということにしております。

簡潔に個別のプロジェクトと概要について、ポイントだけお話を申し上げますと、もう一度前のページをごらんになっていただきたいと思います。

1ページ目に雇用緊急確保ということで、雇用創造「速」プラン、これは全体として短期の雇用を図っていくということでございますが、特に未就職の若者を何とか就職促進を図ろうということで、3番目にワンストップ支援センターを国と一緒に開設いたします。これは、仙台市内に、別名ジョブカフェ構想というようなことで、トータルな就職促進のサポート事業を展開するということになります。

あと、少人数学級編成につきましては、小学校1、2年生で35人以下の学級を大幅に増設するというので、現在大体165学級を予定しているところでございます。

企業誘致の拡大につきましては、かなり重要な政策として誘致奨励金を大幅に拡充するというので、現在大体最大で3億円といったところを、今回一気に15億円に拡大するというので、企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

身近な社会資本の整備と生活者の支援は、特に最近地震の問題が非常に出てきておまして、それに対してこの2カ年半で思い切って拡充整備を図ろうということでございます。例えば防潮水門であるとか、いざというときの拠点となる防潮であるとか、そういうものを開設しようということでございます。

あと、さらに文教施設についても、公立、私立の学校関係についても、耐震関係についての整備を促進していくということにしております。

この生活者の支援では、待機者解消を目指して特養と保育所、今回かなり大幅に前倒し整備をするわけですが、特に新しい取り組みとして、ここの2番目に書いてございますが、多機能型地域ケアホーム事業、これを全国に先駆けて宮城県で事業を展開することにしております。これは、地域の中に小学校区単位、大体10人程度の、簡単に言えば特別養護老人ホームを複数設けまして、大体5カ所ぐらい、それをワンユニットとして運営していこうという全国初の取り組みでございます。

次は、産業再生関係でございまして、中小企業の再編につきましては、今回さまざまな金融関係の融資制度、その拡充を核に事業を展開するというようにしてございます。

それで、新成長産業の創出、これが中長期にわたった視点に立った新しい産業基盤の創造でございまして、これは七つの分野を設けて、思い切って新しい産業を起こしていこうということでございます。新事業進出総合支援プロジェクトについては、これは特にみやぎ産業振興機構を核として、産学官一体となってトータルな支援をしていこうという仕組みを今回整備しようということでございます。この中に書いてあるガレージ・ファクトリー、レンタルラボにつきましては、ガレージ・ファクトリーは県の遊休施設であるバイオ研究所、バイオ試験場、これを廃止いたしまして、インキュベーションスペースとして活用していこうとすること。レンタルラボにつきましては、青葉山にある東北大の金属博物館、これを譲り受けまして、これも学内ベンチャー用に整備していこうということでございます。

次は、アグリビジネス創出プロジェクトということで、これは成長産業の創出の中でも相当てこ入れをするということを考えておりまして、今回は川上から川下までトータルな形で思い切って支援していこうということでございます。特に、従来はさまざまな支援が農家とか農業生産法人に限定されておりましたが、今回県単独でもございますので、株式会社の参入を積極的に進めるということで、その取り組みに対して関係なく支援していくという新しい仕組みを今回設けさせていただきました。

そのほかに、環境・リサイクル産業の育成であるとか、未来型IT技術開発プロジェクト、ウエルカム5,000万人プロジェクトということで、温泉活用と、あと特に対アジア向けの誘客プロモーション事業を相当強化していこうということにしてございます。

そして、最後に住宅、かなり厳しい状況にあるわけでございますが、経済への波及効果が大きいということで、今回成長分野に位置づけるための取り組みを進めることにいたしました。そのためにみやぎブランド、特にみやぎブランド注文住宅供給システムの整備ということで、新しい、例えば耐久性であるとか耐震性、そういうことにすぐれた、もし可能であれば低価格の住宅、みやぎブランドの住宅を創造していきたいという取り組みを進めようということです。これについては、去る17日に産学官からなる委員会が設置されて、年内に方向性を取りまとめることになってございます。また、耐震改修の思い切った取り組みということで、耐震診断から耐震設計、そしてあと改修工事についても、かなり思い切って支援することにいたしました。

ただいまのは、全体事業でございまして、この緊急経済産業再生戦略プランの中身に基きまして、現在事業化に向けた計画書を担当部局の方で作成中でございます。これについては、

詳細なものは、年内に方向性を出していきたいと考えておりますし、その推進に当たっては、県庁内には知事を本部長とする対策本部、そして対外的には緊急経済産業再生戦略会議を設けているわけでございます。両者一体となって挙県一致体制を確立して強力に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、3枚目に1の2の市町村連携事業というのがございます。ここには事業費、そしてあと県予算5億円ということで、市町村も独自の経済再生に向けた取り組みをしたいという場合に、県として思い切って支援することにいたしました。現在、42事業ほど市町村から要望が出されているということで、それを踏まえて内容を精査している段階でございます。

以上、簡単でございますが、緊急経済産業再生戦略プランの概要について御報告申し上げます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたるプロジェクトでございますが、先生方から何か、一つ、二つ御質問がございましたらお願いします。

白鳥委員 8ページ目のみやぎウエルカムの観光の件ですが、実はことしの9月に、観光情報学会という学会を北海道の先生が実際に立ち上げたんですけれども、たまたま私の知り合いだったものですから、東北の支部というか、宮城県でも立ち上げてくれというふうに、頼まれました、私が現在窓口をして、少しずつじゃあ始めようかなと思っておりますので、機会がありましたらぜひ御活用というか、連携というか、そういったことをしていけばいいのではないかと思います。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

佐宗委員 ITの企業をやっております。その分野のことについてなんですが、未来型IT技術開発産学官連携プロジェクト。なぜかIT技術だと、国の方もどこの施策も産学官連携になってしまうのはどうしてかと思ったりします。実は私、大学に短期間勤めていまして、大学発ベンチャーとして東北大学に登録されています。そのために、とてもアンケートがたくさん来るんです。これをやるとまたアンケートが必ず来て、この事業をやって、国も、あるいは仙台市とかそういうところも、宮城県は知らないのですが、どこに予算を費やしているかというアンケートに費やしていらっしゃるようで、あとこれといった施策が見えてこない。それで、本当に同じようなアンケート、20枚ぐらい来るのですけれども、それはさておき、そのアンケートをとって、それでどういうふうに使っていますかと調べて、それから高度IT人材養成

のいろいろな高度技術者向けのジャバとかの研修会がそここで行なわれていて、余りにもたくさん行なわれるので、人が足りないから出てくれということで再三にわたって電話をいただくのですが、果たしてそれだけでIT産業がよくなるのか、そして一般の中小企業の方々にそのIT技術が浸透していったみんな活性化するのかどうかというのは、私はとても疑問に思います。というのは、ITだけ、技術だけでいけるものではありませんで、最近とっても感じているのはマーケティングというんですか、一般のところとマッチしないとどうしようもない。大学とそのITの技術者だけでやったのでは、とてもだめだということは、こちらの高橋先生あたりおっしゃっていることだと思います。ここにもし出るとしたら、一般の商業なり製造業なりされている方との、もっとマーケティング情報を吸い上げるような何か仕組みが必要なのではないかと思います。以上です。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

もう1件ぐらいございましたら、ございますか。ございませんでしたら、今回は時間の関係上、ここまでとさせていただきます。

それでは、次に議題(4)その他でございますが、事務局から何かございましたら。

事務局 熱心なお話をいただきましてありがとうございます。

本日お話いただきました以外にもご意見がございましたら、お手元の用紙に記入の上、郵送いただきたいと思います。

なお、今後の審議スケジュールにつきましては、先ほど説明もありましたように資料3のとおり予定しております。

なお、次回の審議会の開催につきましては、四ツ柳会長、谷口部会長と相談の上、改めて事務局からご連絡いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の議事の一切を終了させていただきます。ご協力ありがとうございます。

3. 閉 会

事務局 以上をもちまして、第9回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。